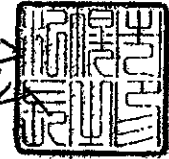


札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月19日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第13号

札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則

札幌市国民健康保険事業施行規則（昭和36年規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
様式17（その1） <div data-bbox="188 1299 1070 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>	様式17（その1） <div data-bbox="1128 1299 2045 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>

改正前

(略)

◎ 保険料は次のものの合計額です。(所得割+均等割+平等割)

		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	各被保険者の(前年の所得金額-基礎控除)の・・・	%	%	%
被保険者均等割	被保険者1人当たり・・・	円	円	円
世帯別平等割	1世帯当たり・・・	円	円	円

※ 基礎控除は、地方税法第314条の2第2項の規定による額です。 賦課限度額は 医療分 円
 支援金分 円
 介護分 円です。

◎ このようなとき、保険料は減額になります。

国民健康保険料の納付義務者である世帯主及び世帯内の被保険者全員につき、地方税法の規定に基づいて計算した前年の総所得金額及び山林所得金額(専業専従者等の控除は経費とみなさず、専従者の給与にも含まれません。)並びにその他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が一定の基準以下の世帯に対しては、下記の割合で被保険者均等割額と世帯別平等割額が減額になります。

(略)

(略)

(略)

(略)

*印又はS印がある月が、保険料計算の対象となっている月です。

改正後

(略)

◎ 保険料は次のものの合計額です。(所得割+均等割+18歳以上均等割+平等割)

		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	子 ども 支 援 分
所 得 割	各被保険者の(前年の所得金額-基礎控除)の・・・	%	%	%	%
被保険者均等割	被保険者1人当たり・・・	円	円	円	円
18歳以上均等割	18歳以上の被保険者1人当たり・・・	—	—	—	円
世帯別平等割	1世帯当たり・・・	円	円	円	円

※ 基礎控除とは、住民税の基礎控除額を指します。 賦課限度額は 医療分 円
 ※ 介護分は、41歳から90歳までの被保険者のみにかかります。 支援金分 円
 ※ 18歳未満の被保険者にかかると子ども支援分の均等割は、全額減額されます。 介護分 円
 【詳細は2ページ裏面の「◎付随事項の方に対する保険料の減額」をご覧ください。】 子ども支援分 円です。
 ※ 子ども支援分は18歳以上均等割は、18歳以上の被保険者のみにかかります。

◎ 世帯の所得によって、保険料は減額になります。

国民健康保険料の納付義務者である世帯主及び世帯内の被保険者全員につき、地方税法の規定に基づいて計算した前年の総所得金額及び山林所得金額(専業専従者等の控除は経費とみなさず、専従者の給与にも含まれません。)並びにその他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が一定の基準以下の世帯に対しては、下記の割合で被保険者均等割額、18歳以上均等割額及び世帯別平等割額が減額になります。

(略)

(略)

(略)

(略)

*印又はS印がある月が、保険料計算の対象となっている月です。

月数の右側にS印が表示されているときは、用紙時における保険料負担の軽減により保険料が減額されていることを表しています。

改正前

(略)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

(略)

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の計算基礎(介護分)及び合計保険料額

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

介護分

(略)

J 期間保険料の合計 (A+B+C) 円	-	K 旧年度賦課決定済額 円	-	L 減免額 円	=	医療分 (J-K-L) 円
N 期間保険料の合計 (D+E+F) 円	-	M 旧年度賦課決定済額 円	-	O 減免額 円	=	支援金分 (N-M-O) 円
P 期間保険料の合計 (G+H+I) 円	-	Q 旧年度賦課決定済額 円	-	R 減免額 円	=	介護分 (P-Q-R) 円

合計保険料額 (医療分+支援金分+介護分)

円

改正後

(略)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

(略)

※ 上部のE及びGに㊦が表示されているときは、未就学児の方に対する均等割保険料が減額されていることを表しています。

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の計算基礎(介護分及び子ども支援分)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

介護分

(略)

子ども支援分

ス 所得割額	円	円	円
セ 均等割額	円	円	円
ソ 18歳以上均等割額	円	円	円
タ 平等割額	円	円	円
チセ・ソ・タの減額分	円	円	円
算出計(ス+セ+ソ+タ-チ)	円	円	円
限度額適用後算出計	円	円	円
この期間の保険料	J 円	K 円	L 円

※ 上部のチに㊦が表示されているときは、未就学児の方に対する均等割保険料が減額されていることを表しています。

※ 上部のチには、18歳未満の均等割保険料の減額が含まれています。

改正前

改正後

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の合計保険料額

N 期間保険料の合計 (A+B+C) 円	-	H 旧年度賦課決定済額 円	-	O 減免額 円	=	医療分 (N-H-O) 円
P 期間保険料の合計 (D+E+F) 円	-	Q 旧年度賦課決定済額 円	-	R 減免額 円	=	支援金分 (P-Q-R) 円
S 期間保険料の合計 (G+H+I) 円	-	T 旧年度賦課決定済額 円	-	U 減免額 円	=	介護分 (S-T-U) 円
V 期間保険料の合計 (J+K+L) 円	-	W 旧年度賦課決定済額 円	-	X 減免額 円	=	子ども支援分 (V-W-X) 円

合計保険料額 (医療分+支援金分+介護分+子ども支援分)

円

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

改正前

様式17 (その2)

(略)

(略)

◎ 保険料は次のものの合計額です。(所得割+均等割+平等割)

		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	各被保険者の(前年の所得金額-基礎控除)の・・・	%	%	%
被保険者均等割	被保険者1人当たり・・・	円	円	円
世帯別平等割	1世帯当たり・・・	円	円	円

※ 基礎控除は、地方税法第314条の2第2項の規定による額です。 賦課限度額は 医療分 円
 支援金分 円
 介護分 円
 円です。

◎ このようなき、保険料は減額になります。

国民健康保険料の納付義務者である世帯主及び世帯内の被保険者全員につき、地方税法の規定に基づいて計算した前年の総所得金額及び山林所得金額(事業専従者等の控除は経費とみなさず、専従者の給与にも含まれません。)並びにその他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が一定の基準以下の世帯に対しては、下記の割合で被保険者均等割額と世帯別平等割額が減額になります。

(略)

(略)

(略)

(略)

*印又はS印がある月が、保険料計算の対象となっている月です。

改正後

様式17 (その2)

(略)

(略)

◎ 保険料は次のものの合計額です。(所得割+均等割+18歳以上均等割+平等割)

		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	子ども支援分
所 得 割	各被保険者の(前年の所得金額-基礎控除)の・・・	%	%	%	%
被保険者均等割	被保険者1人当たり・・・	円	円	円	円
18歳以上均等割	18歳以上の被保険者1人当たり・・・	—	—	—	円
世帯別平等割	1世帯当たり・・・	円	円	円	円

※ 基礎控除とは、在民税の基礎控除を指します。 賦課限度額は 医療分 円
 介護分は、48歳から64歳までの被保険者のみにかかります。 支援金分 円
 ※ 18歳未満の被保険者にかかる子ども支援分の均等割は、生額割額されます。 介護分 円
 (詳細は2ページ裏面の「◎18歳未満の方に対する保険料の減額」をご覧ください。) 子ども支援分 円です。
 ※ 子ども支援分の18歳以上均等割は、18歳以上の被保険者のみにかかります。

◎ 世帯の所得によって、保険料は減額になります。

国民健康保険料の納付義務者である世帯主及び世帯内の被保険者全員につき、地方税法の規定に基づいて計算した前年の総所得金額及び山林所得金額(事業専従者等の控除は経費とみなさず、専従者の給与にも含まれません。)並びにその他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が一定の基準以下の世帯に対しては、下記の割合で被保険者均等割額、18歳以上均等割額及び世帯別平等割額が減額になります。

(略)

(略)

(略)

(略)

*印又はS印がある月が、保険料計算の対象となっている月です。

月数の右側に◎が表示されているときは、出願時における保険料負担の軽減により保険料が減額されていることを表しています。

改正前

(略)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得一基礎控除)の合計	円	円	円

(略)

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の計算基礎(介護分)及び合計保険料額

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得一基礎控除)の合計	円	円	円

介護分

(略)

J 期間保険料の合計 (A+B+C) 円	K 旧年度賦課決定済額 円	L 減免額 円	= 医療分 (J-K-L) 円
M 期間保険料の合計 (D+E+F) 円	N 旧年度賦課決定済額 円	O 減免額 円	= 支償金分 (M-N-O) 円
P 期間保険料の合計 (G+H+I) 円	Q 旧年度賦課決定済額 円	R 減免額 円	= 介護分 (P-Q-R) 円

合計保険料額 (医療分+支償金分+介護分)

円

改正後

(略)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得一基礎控除)の合計	円	円	円

(略)

※ 上部のE及びFに㊦が表示されているときは、未就学児の方に対する均等割保険料が賦課されていることを表しています。

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の計算基礎(介護分及び子ども支償分)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得一基礎控除)の合計	円	円	円

介護分

(略)

子ども支償分	ス 所得割額	円	円	円
	セ 均等割額	円	円	円
	ソ 18歳以上均等割額	円	円	円
	タ 平等割額	円	円	円
	チ セ・ソ・タの減額分	円	円	円
	算出計(ス+セ+ソ+ターチ)	円	円	円
	限度額適用後算出計	円	円	円
	この期間の保険料 J	円	K 円	L 円

※ 上部の子に㊦が表示されているときは、未就学児の方に対する均等割保険料が賦課されていることを表しています。
 ※ 上部の子には、18歳未満の均等割保険料の賦課が含まれています。

改正前

改正後

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の合計保険料額

M 期間保険料の合計 (A+B+C) 円	-	N 旧年度賦課決定済額 円	-	O 減免額 円	=	医療分 (M-N-O) 円
P 期間保険料の合計 (D+E+F) 円	-	Q 旧年度賦課決定済額 円	-	R 減免額 円	=	支援金分 (P-Q-R) 円
S 期間保険料の合計 (G+H+I) 円	-	T 旧年度賦課決定済額 円	-	U 減免額 円	=	介護分 (S-T-U) 円
V 期間保険料の合計 (J+K+L) 円	-	W 旧年度賦課決定済額 円	-	X 減免額 円	=	子ども支援分 (V-W-X) 円
合計保険料額 (医療分+支援金分+介護分+子ども支援分)						円

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

改正前

様式17 (その3)

(略)

(略)

◎ 保険料は次のものの合計額です。(所得割+均等割+平等割)

		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	各被保険者の(前年の所得金額-基礎控除)の・・・	%	%	%
被保険者均等割	被保険者1人当たり・・・	円	円	円
世帯別平等割	1世帯当たり・・・	円	円	円

※ 基礎控除は、地方税法第314条の2第2項の規定による額です。 賦課限度額は 医療分 円
 支援金分 円
 介護分 円です。

◎ このようなとき、保険料は減額になります。

国民健康保険料の納付義務者である世帯主及び世帯内の被保険者全員につき、地方税法の規定に基づいて計算した前年の雑所得金額及び山林所得金額(事業専従者等の控除は経費とみなさず、専従者の給与にも含めません。)並びにその他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が一定の基準以下の世帯に対しては、下記の割合で被保険者均等割額と世帯別平等割額が減額になります。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

*印又はS印がある月が、保険料計算の対象となっている月です。

改正後

様式17 (その3)

(略)

(略)

◎ 保険料は次のものの合計額です。(所得割+均等割+18歳以上均等割+平等割)

		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	子 ども 支 援 分
所 得 割	各被保険者の(前年の所得金額-基礎控除)の・・・	%	%	%	%
被保険者均等割	被保険者1人当たり・・・	円	円	円	円
18歳以上均等割	18歳以上の被保険者1人当たり・・・	—	—	—	円
世帯別平等割	1世帯当たり・・・	円	円	円	円

※ 基礎控除とは、扶養親族の基礎控除額を指します。 賦課限度額は 医療分 円
 ※ 介護分は、40歳から1歳までの被保険者のみにかかります。 支援金分 円
 ※ 18歳未満の被保険者にかかる子ども支援分の均等割は、全額減額されます。 介護分 円
 (詳細は2ページ裏面の「◎18歳未満の方に対する保険料の減額」をご覧ください。) 子ども支援分 円です。
 ※ 子ども支援分の18歳以上均等割は、18歳以上の被保険者のみにかかります。

◎ 世帯の所得によって、保険料は減額になります。

国民健康保険料の納付義務者である世帯主及び世帯内の被保険者全員につき、地方税法の規定に基づいて計算した前年の雑所得金額及び山林所得金額(事業専従者等の控除は経費とみなさず、専従者の給与にも含めません。)並びにその他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が一定の基準以下の世帯に対しては、下記の割合で被保険者均等割額、18歳以上均等割額及び世帯別平等割額が減額になります。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

*印又はS印がある月が、保険料計算の対象となっている月です。
 月数の右欄に◎が表示されているときは、出産時における保険料負担の軽減により保険料が減額されていることを表しています。

改正前

(略)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

(略)

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の計算基礎（介護分）及び合計保険料額

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

介護分

(略)

J 期間保険料の合計 (A+B+C)	X 旧年度賦課決定済額	L 減免額	= 医療分 (J-X-L)
円	円	円	円
M 期間保険料の合計 (D+E+F)	N 旧年度賦課決定済額	O 減免額	= 支援金分 (M-N-O)
円	円	円	円
P 期間保険料の合計 (G+H+I)	Q 旧年度賦課決定済額	R 減免額	= 介護分 (P-Q-R)
円	円	円	円

合計保険料額（医療分+支援金分+介護分）

円

改正後

(略)

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

(略)

※ 上部のE及びGに㊦が表示されているときは、未就学児の方に対する均等割保険料が軽減されていることを表しています。

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の計算基礎（介護分及び子ども支援分）

期間・人数・月数	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月	月から 月まで 名 か月
(前年所得-基礎控除)の合計	円	円	円

介護分

(略)

子ども支援分

ス 所得割額	円	円	円
セ 均等割額	円	円	円
ソ 18歳以上均等割額	円	円	円
タ 平等割額	円	円	円
チセ・ソ・タの減額分	円	円	円
算出計(ス+セ+ソ+ターチ)	円	円	円
限度額適用後算出計	円	円	円
この期間の保険料 J	円	K 円	L 円

※ 上部のチに㊦が表示されているときは、未就学児の方に対する均等割保険料が軽減されていることを表しています。
 ※ 上部のチには、18歳未満の均等割保険料の減額が含まれています。

改正前

改正後

◎ 今回お知らせした国民健康保険料の合計保険料額

H 期間保険料の合計 (A+B+C) 円	-	N 旧年度賦課決定済額 円	-	O 減免額 円	=	医療分 (H-N-O) 円
F 期間保険料の合計 (D+E+F) 円	-	Q 旧年度賦課決定済額 円	-	R 減免額 円	=	支援金分 (F-Q-R) 円
S 期間保険料の合計 (G+H+I) 円	-	T 旧年度賦課決定済額 円	-	U 減免額 円	=	介護分 (S-T-U) 円
V 期間保険料の合計 (J+K+L) 円	-	Y 旧年度賦課決定済額 円	-	X 減免額 円	=	子ども支援分 (V-W-X) 円
合計保険料額 (医療分+支援金分+介護分+子ども支援分)						円

(略)

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

備考 (略)

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。